

議案第44号

自動車破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

入野地内の市道上で発生した、自動車の一部に与えた破損被害について、相手方である松村ダスト有限会社と示談解決を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 あきる野市館谷251番地1

氏名 松村ダスト有限会社

2 事故の発生日時

令和3年5月27日（木）午後1時40分頃

3 事故の発生場所

あきる野市入野110番地3先（市道五日市292号線）

4 事故の概要

上記日時及び場所において、ゴミ収集のため、パッカー車が市道を右折し、右前輪がグレーチングの上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、パッカー車の燃料タンク及びマフラーを破損させた。

5 和解の内容

あきる野市は、1の相手方に対し、6の額の損害を賠償する。なお、本件賠償の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

6 損害賠償金額

669,064円